

2026/02/25 14:24 現在の情報です。



表題部 (土地の表示)			調製 平成4年6月11日	不動産番号 1840000243834
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所在	宝飯郡小坂井町大字伊奈字南山新田			余白
	豊川市伊奈町南山新田			平成22年2月1日行政区画変更 平成22年2月1日登記
① 地番	②地目	③ 地積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付 [登記の日付]	
24番4	宅地	135:62	24番1から分筆 [昭和49年4月9日]	
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年6月11日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和49年5月9日 第8752号	原因 昭和49年4月30日売買 共有者 宝飯郡小坂井町大字伊奈字南山新田24番地 3 持分2分の1 宮島弘男 宝飯郡小坂井町大字伊奈字南山新田24番地 3 2分の1 宮島ハルエ 順位2番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人住所、氏名変更、更正	平成27年1月9日 第307号	原因 錯誤 平成26年7月14日住所移転 共有者宮島ハルエの氏名住所 豊川市平井町神明11番地1 宮島ハルエ
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年6月11日
2	宮島弘男持分全部移転	平成24年4月2日 第5476号	原因 平成23年12月28日相続 共有者 大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目12番 3-607号 持分2分の1 宮島秀樹
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成27年1月9日 第306号	原因 平成24年11月18日住所移転 共有者宮島秀樹の住所 大阪府八尾市老原三丁目4番地10
3	共有者全員持分全部移転	平成27年1月9日 第309号	原因 平成27年1月9日売買 所有者 東京都西東京市北原町三丁目2番22号 株式会社アーネストワン
4	所有権移転	平成27年6月30日 第10009号	原因 平成27年6月30日売買 所有者 豊川市伊奈町南山新田24番地4 加藤光男

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成27年6月30日 第10011号	原因 平成27年6月30日保証委託契約に基づく求償債権同日設定 債権額 金2149万円 損害金 年14・50% (年365日割計算) 債務者 豊川市伊奈町南山新田24番地4 加藤光男 抵当権者 東京都文京区後楽一丁目4番14号 一般社団法人日本労働者信用基金協会 共同担保 目録(7)第724号

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があつた相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。